

令和2年2月17日

神奈川県環境農政局長様

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 藤枝慎治



新型コロナウイルスによる感染性廃棄物への対応について

日頃から当協会の業務推進について、ご指導、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染性廃棄物への対応については、環境省が1月22日及び同月30日付環境再生・資源循環局長通知により、都道府県知事等に対し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう指導監督を始め必要な措置の実施とともに、廃棄物処理業者や医療機関等への周知徹底を求めています。また、厚生労働省は、1月31日付医政局総務課事務連絡により、都道府県等衛生主管部局に対し、医療施設等の職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう努めることを求めています。

これらの通知においては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき感染性廃棄物を処理することとされており、感染性廃棄物の適正処理についての具体的な事項までは示されておりません。

現在、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」乗船者等の新型コロナウイルス感染者の拡大報道が続く中、県内医療機関の感染性廃棄物については、当協会会員が適正処理に努めているところですが、医療業務に追われマニュアルを十分確認できない医療機関から相談を受けた会員等から、感染性廃棄物の対応が適正に行われるか不安の声が協会に届いております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、感染性廃棄物を扱う医療機関に対し「感染性廃棄物処理マニュアル」をご周知いただくとともに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託する際の具体的な留意事項を文書で分かりやすく示すなど、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、医療機関所管の健康医療局へも情報提供してくださいますようお願い申し上げます。

